

# 令和8年度中小企業国内販路開拓助成金 申請要領

## ～売上高10億円突破支援プロジェクト～

### 1 目的

本事業は、売上高1億円以上10億円未満の県内中小企業において、将来の売上高10億円突破を目指して取り組む国内販路開拓に対し、助成金を交付し支援することにより、当該企業の成長や地域経済の活性化などにつなげるべく、実施します。

### 2 助成対象者

売上高10億円突破支援プロジェクト実施要領（以下「実施要領」といいます。）第2条に基づく「支援対象者」を本事業における助成対象者とします。

#### 【実施要領第2条に基づく支援対象者】

次のいずれも満たす者とします。

- (1) 県内中小企業であって、直近3期の平均売上高が1億円以上10億円未満である者
- (2) 成長志向企業宣言を県へ行い認定を受けた者

※「県内中小企業」の定義など詳細は実施要領をご確認ください。

### 3 助成対象経費及び助成率等

区分	助成対象経費	助成率	助成上限額
国内の展示会等への出展	(1) 出展料 主催者に直接支払う小間料 ※長野県産業振興機構又は長野県が共同出展者を募集する「長野県コーナー（ブース）」への出展の場合は対象外とする。	助成対象経費の3分の2以内	20万円
	(2) 装飾料 主催者又は装飾を行う事業者へ直接支払う装飾・備品料等		
	(3) オプション費用（オンライン展示会に限る） 主催者へ直接支払うものに限る。		

### 4 受付期間

令和8年4月21日（火）から令和8年7月31日（金）まで

※ 申請額の合計が予算額に達した場合は受付を終了します。

※ 申請及び交付決定の状況により、2次募集を行う場合があります。

## 5 助成対象とする展示会等

令和8年5月1日(金)から令和9年2月28日(日)までの間に申請者が出展を完了する展示会、見本市、商談会、レセプション等（以下「展示会等」といいます。）で、次の全ての要件を備えているものが助成金の対象となります。

- (1) 助成対象者の技術、製品、商品又はサービスの販路開拓に資するもの。
- (2) 消費者への販売を主な目的としたものでないこと。ただし、バイヤーが参加するなど、将来的に事業者間取引の開拓・拡大に繋がると見込まれるものは助成対象とする。
- (3) 国内で開催されるもの。オンライン展示会にあつては国内の販路開拓を主な目的としたもの。
- (4) 国内の行政機関又は公的支援機関が共同出展者を募集する展示会等でないこと。
- (5) 助成対象経費について、他の国内の行政機関又は公的支援機関から助成等を受けていないこと。

注1 主催者の都合などにより、展示会等の開催期間が延期となり、出展の完了日が令和9年3月1日(月)以降になった場合は、助成対象外となります。

注2 助成金の交付決定日より以前に発注又は契約（以下「発注等」といいます。）を行った経費は助成対象外となります（ただし、展示会等への出展申し込み（仮予約を含む）を除きます。）。ただし、交付申請と同時に事前着手届を提出した場合は、当該届出の日以降に発注等を行った経費を助成対象とします。なお、その場合においても、交付決定日より前に支払を完了した経費は助成対象外とします。

注3 助成対象となる展示会等について、ご不明の場合は事前にお問い合わせください。

## 6 申請方法等

### (1) 提出方法

次の「ながの電子申請サービス」の URL からご提出願います。

URL: [https://apply.e-tumo.jp/pref-nagano-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=70413](https://apply.e-tumo.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=70413)

### (2) 提出書類

	提出書類	備考
1	中小企業国内販路開拓助成金 交付申請書【様式第1号】	
2	実施計画書【様式第1号別紙】	
3	履歴事項全部証明書（法人の場合）	・申請日から3ヶ月以内に発行されたもの
4	展示会等の概要がわかるもの	・事業者との商談や提案機会が中心の内容になっていることがわかるよう、プログラムの内容や参加者がわかるもの

5	各経費金額の根拠となる書類	・各経費の見積書等
6	事前着手届【様式第2号】 (該当者のみ)	・事前着手は令和8年4月21日から可能です。届出日より前に発注等を行った経費は助成対象外となります。

※交付申請書及び事業計画書の様式は、次の県ホームページからダウンロードできます。  
<https://www.pref.nagano.lg.jp/keieishien/sangyo/shokogyo/chusho/10okutoppashien.html>

## 7 実績報告について

### (1) 提出期限

助成事業が完了した日から起算して20日を経過した日又は令和9年2月28日のいずれか早い日まで

### (2) 提出方法

	宛先	備考
メール	<a href="mailto:chusho@pref.nagano.lg.jp">chusho@pref.nagano.lg.jp</a> (長野県 産業労働部 経営・創業支援課 中小企業支援係 宛)	※ メールの標題に「中小企業国内販路開拓助成金」と記入してください。

### (3) 添付書類

	提出書類	備考
1	中小企業国内販路開拓助成金実績報告書【様式第7号】	
2	経費の支払に係る証拠書類	・見積、発注、契約、納品、請求、領収関連書類、金融機関発行の振込金受取書、インターネットバンキング、振込明細書等の写し
3	実施の様子がわかるもの	・出展当日の写真や、当日配布されるパンフレット等。
4	展示会出展が確認できる資料 (オンライン展示会のみ)	・パソコン画面の写し 等

## 8 その他

(1) 助成金については、申請を受理した順に内容の審査を行います。審査を行い適当であると認められたときは助成金の交付を決定し、申請者に通知します。なお、審査に

当たり不明な点がある場合は、お問い合わせさせていただく場合があります。

- (2) 助成金の交付は、同一年度において1申請者につき1回限りとします。
- (3) 過去に中小企業国内販路開拓助成金の交付を受けた者が、同一の展示会等への出展に係る経費を本助成金へ申請する場合は、令和8年度以降の申請から数えて3回を上限とします。
- (4) 事業終了後5年間、販路開拓状況について成果等の報告書の提出をお願いします。
- (5) 主催者の都合によるキャンセル料などの経費は、助成対象とはなりません。
- (6) 助成金の詳細については中小企業国内販路開拓助成金交付要綱（県ホームページからダウンロード可能）をご覧ください。
- (7) 交付決定後は、原則として事業内容の変更はできません。やむを得ず変更しようとする場合は、あらかじめ変更承認申請を行い、承認を受ける必要があります。（詳細は中小企業海外販路開拓助成金交付要綱第9条を参照ください。）

## 9 本事業に関する問合せ先

部署：長野県 産業労働部 経営・創業支援課 中小企業支援係

電話：026-235-7195

E-Mail：[chusho@pref.nagano.lg.jp](mailto:chusho@pref.nagano.lg.jp)